質問者	質 問 の 要 旨	資料/担当課
ふるさと富田林 代表質問 坂口 真紀 議員	1. ヤングケアラー支援について (1) 本市でのヤングケアラーの実態について	資料1/ 教育指導室 こども未来室 高齢介護課
	1. ヤングケアラー支援について (2) 小中学校でのヤングケアラーに対する取り組みについて	資料2/ 教育指導室
公明党 代表質問 高山 裕次 議員	 3. 「デジタルいじめ」のない環境づくりを求めて (1) 学習用タブレットの活用状況について (2) 「デジタルいじめ」や「情報漏洩」をさせないためのリテラシー教育を求めて (3) 改めて、自分や相手の「命」の大切さを考える機会と、悩んだ時の相談体制を求めて 	資料3/ 教育指導室
	4. 市民の安心・安全を守るまちづくりの推進 (2) 学校での防災教育について ①中学校における防災教育の現状について ②地域防災の担い手として、中学生を対象とした防災リーダーの育成を求めて	資料4/ 教育指導室
とんだばやし未来 代表質問 尾崎 哲哉 議員	 4. コロナ禍の小中学校においてのこれまでの取り組みと今後の対応に関する展望について (1) 小中学校の児童・生徒に対しひとり1台のタブレット端末を配備した後の活用状況について (2) 教職員に対してのサポート環境について (3) 第6波が来ることを想定し、オンライン授業が必要となった場合に対応できる状況にあるのかどうか。現在の取り組み状況と、見つかっている課題等について (4) オンライン授業実施時において、各家庭の事情や状況に応じた柔軟な対応が各学校でおこなえる環境は整えているのか (5) 感染拡大時における学校開放事業と各公共施設の運用状況の整合性について (6) 感染拡大時において中学校部活動を行う場合の方針づくりについて 	資料5/ 教育指導室 生涯学習課
日本共産党 代表質問 岡田 英樹 議員	2. 新庁舎の建て替え問題について (1) 庁舎建て替えの目的をあらためて確認する 市長は、熊本地震で庁舎が被災し行政機能に大きな支障をきたしたことを受け、耐震性能を持つ庁舎をつくること、すべての人にやさしい、使いやすい庁舎をつくることを最優先の課題と認識されているのか	資料6/ 生涯学習課 総務課 住宅政策課

質問者	質 問 の 要 旨	資料/担当課
日本共産党代表質問 一英樹 議員	(2) 庁舎に求められる耐震性能の基準が進化していることについてすばるホールの耐震性能を尋ねたところ、「新耐震基準で建てられているから問題ない」と答弁があったが、40年前の基準ではなく、現在の国土交通省が定める官庁施設の総合耐震基準から見て、構造体I類、非構造体A類、建築設備甲類の基準を満たしているのか (3) 国土交通省にもとめられる総合耐震基準を満たさない庁舎に分散移転させてしまうのでは、市民と職員の安全を守れない。庁舎建て替えの原点に立ち戻り、基本計画通り現在の場所に全面建て替えすべきだと考えるが、市の見解を(4) すばるホールに市役所を分庁舎化するのは、問題がありすぎる①庁舎整備基本計画のなかでは、本移転も仮移転もすばるホールを使うことなど全く想定されていない。建設費用の縮小を優先するなら、仮設庁舎や仮移転先の改修費が全くかからない基本計画で提案された「ケース7」を、移転先施設の市民の利用を妨げないためには庁舎敷地内に仮庁舎を建てる「ケース9」を採用すべきでは②推定活断層の上にわざわざ庁舎機能を移転させると、すばるホールを耐震補強するには費用がかかり過ぎ、耐震補強をしないで移転するのは危険すぎるのでは30移転させようとしている部署は、大地震で被災した場合に災害復旧の中心にあたるはずの担当課で、市役所本庁の災害対策本部から離されて配置されてしまうことは問題では(5) 市の文化活動の拠点であるすばるホールの機能を止めてはならない(6) すばるホールへの一部庁舎移転を仮移転から本移転にする方針変更の理由に経費削減をあげているが、疑問がある①市長の提案は経費を削減したのではなく、確保すべき安全性と防災機能の削減です。おまけに市民が利用できていた文化施設の削減では国がもとめる基準どおり耐震補強を行うと、現地全面建て替えのプランより、はるかに経費が増大するのでは②市民の命をまもる防災拠点となる市庁舎はとことん予算を縮小するのに、なぜ若松地区の再整備事業だけ費用を拡大するのか。事業計画変更について、現在の市の考えは3コンストラクションマネジメントとして約7000万円をコンサル業務に支払う契約をしている会社がその機能を果たしていないのでは(7) 市民の声を聞くための、パブコメの実施や市民説明会の開催の予定は	資料6/生涯等課 (住宅政策課
	 3.企業や市民から市への寄贈・寄付の申し出があった際の、受け入れ手続きのあり方について (2)市に寄贈されたオゾン発生器について ①このオゾン発生器を設置した企業は、装置は寄贈だったにもかかわらず、「富田林市が導入」「富田林市様に導入いただいたノウハウを『富田林モデル』として各学校・自治体への普及活動を」すすめる営業に利用していることは問題では ②企業からの寄贈については営利活動に利用されないように、基準を定めていくべきでは ③機器受け入れは、どのようなメンバーで、どういった検討をされたのか 	資料7/ 教育指導室

質問者	質問の要旨	資料/担当課
日本共産党 代表質問 岡田 英樹 議員	(3) この装置に問題ありとする声について ①富田林医師会から市に対して、オゾン発生器の撤去を求める要望書が提出され、学校医の反対もあり、どのように受け止められたのか ②導入決定までの経過とその後の設置までの流れ、関係者への意見聴取や説明会などの開催状況は (4) このオゾン発生器は、子どもたちが安心安全のために、撤去も含めて再検討すべきでは	資料7/ 教育指導室
	 3. 企業や市民から市への寄贈・寄付の申し出があった際の、受け入れ手続きのあり方について (6) 金剛公民館・図書館の敷地内に置かれている二宮尊徳像について ①駐輪場や車の駐車場や、公民館の部屋を増やしてほしいという要望に活用すべきでは ②二宮尊徳像の寄付の申請から受けいれの可否の決定、設置に至るまでの経過について詳細は ③夜にスポットライトをあてているが電気代は ④二宮尊徳像と石碑は、金剛公民館・図書館という社会教育の場には相応しくなく撤去が適当では 	資料8/ 金剛図書館 秘書課
自由民主党 代表質問 西川 宏 議員	1. 本市における学校教育のありかたについて (1) GIGAスクール構想の進捗状況について ①小中学校でのタブレットの主な利用方法やアプリの活用状況 ②現場の先生方への支援内容とGIGAスクールサポーターの活用状況 ③タブレット持ち帰りの状況、また破損や故障の状況とその対応	資料9/ 教育指導室
	1. 本市における学校教育のありかたについて (2) 不登校児童・生徒に対する支援の現状について ①小中学校における全国の不登校の現状や本市の状況 ②不登校や教室に入れない子どもたちへの対応や課題 ③不登校特例校を設けてはどうか	資料10/ 教育指導室
	5. 市民の文化活動やスポーツ振興の活性化について (1)整備を進めている公共施設のフリーWi-Fiについて ①フリーWi-Fiはどの公共施設に設置するのか、またその設置状況 ②フリーWi-Fiシステムの使用方法、セキュリティー面などの詳細 ③ご利用される市民の反応	資料11/ 生涯学習課
	5. 市民の文化活動やスポーツ振興の活性化について (2) 市民活動のための施設整備をもとめて ①五輪後特に注目を浴びているスケートボードパークの整備 ②市内でのキャンプやグランピングができる施設の整備 ③市民の憩いの場となるようなフリースペース(文化活動もできる)の整備 (IBALAB@広場を参考に)	資料12/ 生涯学習課

質問者	質 問 の 要 旨	資料/担当課
大阪維新の会・無会派の会 派の会 代表質問 伊東 寛光 議員	1. 契約書や仕様書等の適正な作成と履行確認について。 ①学校給食配送業務仕様書(詳細)の問題点について。 ※仕様書では、受注者従業員が配送業務に従事する時間は「午前10時から午後3時」 とされているのに、実際には、発注者の指示がなくとも、受注者従業員のほぼ全員 が午後2時頃に帰っていることについて、執行部の見解を求める。	資料13/ 学校給食課 契約検査課
	4. 本市の今後の文化振興の方向性について。 ①本市の今までの文化振興施策について。 ②今後作られるという「文化芸術振興ビジョン」の基本的な方向性について。	資料14/ 生涯学習課
	7. 富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針について。 ・策定に向けての具体的なスケジュールについて。	資料15/ 教育指導室 こども未来室
個人質問中山 佑子 議員	2. クレベリンとオゾン発生器 (2) オゾン発生器 先ほどのクレベリンと同様、令和3年10月8日付のBuzzFeed Japan Medicalにも『健康被害の恐れある空間除菌器を全小中学校・幼稚園に設置。 富田林市は「コロナ対策」とアピールも効果は不明』という記事が掲載されました。以下、その記事の一部分を読みます。 「大阪府富田林市が、新型コロナウイルス対策として効果が証明されていないオゾン発生器を、市内の全公立小中学校、幼稚園に設置していたことがわかった。販売元の会社から寄贈を受けていた。 WHO(世界保健機関)や厚生労働省、文部科学省は消毒剤や、ウイルスの量を減少させる物質について、人の眼や皮膚に付着したり、吸い込むおそれがあったりする場所での空間噴霧を勧めていない。」 また、販売元の会社は、「全国で初めて救急車への設置を行ったのが富田林市で、それを足がかりに全国の自治体での救急車への設置を広げてきたと説明している。」 (i)まず、本市教育委員会がオゾン発生器の寄贈を受けるに至った経緯を教えてください。 (ii)次に、BuzzFeed Japan Medicalの記事に書かれた指摘に関し、本市教育委員会の見解をお聞かせください。	資料16/教育指導室
	3. 地域猫活動について 本市では、不幸な猫をこれ以上増やさないために、地域に暮らす所有者のいない猫に 不妊去勢手術を行い、個体数を抑制するとともに、地域で適切に飼育管理することによ り、周辺の住環境の向上を図り、一代限りの寿命を全うさせることを目的とした地域猫 活動を行うものに対し、不妊手術に要する費用の一部を助成する等の支援を行う「所有 者のいない猫対策事業」に取り組み、本日現在、ふるさとチョイスのガバメントクラウ ドファンディングで1,443,275円の寄付金を頂きました。 また、本事業を実施するため、富田林簡易裁判所付近にあった動物愛護法の精神に反 する内容が書かれた看板を撤去して下さった町会の皆さまをはじめ、ご担当職員の皆さ ま、心よりお礼申し上げます。	資料17/教育指導室

質問者	質 問 の 要 旨	資料/担当課
西人質問 中山 佑子 議員	しかし、地域簡単業が進む中、ある市民の方から「野良猫の被害をわかっていない。 魚屋の鯛を収奪、屋根裏での出産と予育て、業尿まき散らし、ゴミ漁り、物干し布団への葉尿、植木枯れ。すべて野良猫のせい。市民の声を聞かず、議会で看板を徹去すべきだと発言したことを謝罪しなさい。」と言われました。 さらに、本市には野良猫の殺処分を求める者が少なくなく、また、野良猫にエサをあげていたら小学生から石を投げられたという話をボランティアの方から開きました。 そして、わたくしは、地域猫事業を推進させるには、猫を嫌う方の理解が必要であると思いました。 そこで、地域猫話動を理解して頂くため、平成31年3月まで使用されていた小学4年生用の教育出版の道徳副読本『心つないで4』の中にある「地いきねこってなあに」をご紹介いたします。 「ほくの住んでいる町では、さい近、のらねこがふえてこまっている。生ごみをあさったり、他人の家に入りこんで、そそうをしたりと、いろいろと問題を起こしている。役場でも、ねこ対さくの話し合いが行われた。 ねこがきさなほみんは、「のらねこも、かわいがってしつければ、なんとかなる。」というし、ねこのきらいな人は、「ずうずうしいねこが多すぎるから、役場でなんんとかして、」と、両者の言い分は正面からぶつかった。 何度も話し合いが立いた。 町内会長さん、住みん代表たちがきょうカし、「首わをつけて町でかう。」ということになったまとまるよる場所を町で取り決め、みんなで当合せいでそうじをしたりすることにしたのっまり、ルールを決めて、町ぐるみで「地いさねこ」をかわいがろう、ということになったのである。しかし、表面できにはまとまったように見たも、「のらねこにしたのは、ぼくたち人間だから、みんなでめんどうをみよう。」という意見と、「のらねこのめんどうをみるなんて、時間がむだだし、ひつようもない。」という意見と、「のらねこのめんどうをみるなんて、時間がむだだし、ひっまうも前、仏教がつたわったころ、私につんだ鉄典をおずみから守るため、いっしよに船に乗せられてなまったとつたえられている。ひとみがいろいろかわることもあったという。 日本には、ねこにまつわる民話がいろいろある。東京都世田谷区の豪徳寺には、「大雨にふられた大名を寺のねこが手まねきし、そのお寺がゆう福になった。」というまねきしつでいる。 インターネットで調べたら、こんなことがわかった。 つまり、昔からねこと人間はなかよしだった。その意味では、ぼくの町の「押いきねこのことを聞きつけて、まわりの町の人たちが、ぼくちの町にはこをすて、まるもいのご。	資料17/教育指導室

質問者	質 問 の 要 旨	資料/担当課
個人質問中山 佑子 議員	いったい、どうすればいいのだろうか。みんなが、このことでなやんでいる。 みんなで、かい決の方ほうを話し合ってみましょう。」 本市の小中学校において、社会のきまりを守り、公徳心を育むためにも、地域猫をどうしたらよいかについて話し合うことは必要だと考えますが、本市の見解をお聞かせください。	資料17/ 教育指導室
個人質問村瀬 喜久一郎議員	3. 本市におけるヤングケアラーの早期発見および支援等のための取組について (令和4年度からの、ヤングケアラーに関する社会的認知度の向上のための集中取組期間の開始を受けて) (1) 児童・生徒・教職員等を対象とした「ヤングケアラー」についての周知・啓発について (厚生労働省により令和4年1月に配布開始予定のリーフレットやポスターの活用等も含めて) (また、埼玉県での取組も参考に) (2) 本市におけるヤングケアラーに関する実態調査の実施について (埼玉県入間市での取組を参考に) (3) 本市内の幼稚園・保育所等においてヤングケアラーの早期発見を図ることについて (園児の送迎を、親ではなく兄や姉が担っている場合等の対応について)	資料18/ 教育指導室 こども未来室

- 1. ヤングケアラー支援について
 - (1) 本市でのヤングケアラーの実態について

1. ヤングケアラー支援についての(1)につきましてお答えいたします。

本市におきましては、少子高齢化や核家族化の進展、女性の就業率の増加といった様々な要因のなか、教育、福祉、介護機関でヤングケアラーと思われるケースの実態把握に努めています。

教育機関として、小中学校では、幼いきょうだいの世話を担っているケースや両親に寄り添って家事を担っているケースなどがございます。小中学校においては、生活アンケートの実施や教職員の見守り等様々な取組みの中でヤングケアラーの実態について把握に努め、必要に応じて関係各課と連携し対応にあたっております。

次に、福祉機関として、本市要保護児童対策地域協議会では、児童の虐待事案を把握していくなかで、ヤングケアラーと思われるケースがございます。令和元年度は913件中15件が、必要な支援や関係機関につないでいく必要があるケースとして対応に努めました。

他にも、介護関連機関として、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターでは、高齢者自身や高齢者を介護する家族からの相談を受け付けております。直接、ヤングケアラーから相談を受けたケースはございませんが、過去に介護事業者からの相談として、十分な介護を受けていない高齢者で、原因を探ってみると孫が介護を行っていたケースがございました。また別の事例として、生徒の不登校の原因が家族の介護であったことが、学校からの通報により発見された事例もございました。どちらも地域包括支援センターが介入し対応を行っております。

- 1. ヤングケアラー支援について
 - (2) 小中学校でのヤングケアラーに対する取り組みについて

1. ヤングケアラー支援についての(2)につきましてお答えいたします。

本市におきましては、これまで校長会や教頭会を通してヤングケアラーについて啓発することやスクールソーシャルワーカーが主催する教職員対象の研修において取り扱うことで、教職員の中でヤングケアラーに関する問題意識の向上が見られるようになってきております。また、各小中学校におきましては、以前より実施しております生活アンケートに新たに学校生活以外での困り感を記入できる項目を設定し、実態の把握に努めてまいりました。加えて、今年度よりスクールソーシャルワーカーの派遣回数を増やし、学校教職員及び保護者、児童生徒のニーズに対応できるよう取り組んでいるところでございます。

こうした取り組みを進める中で見えてきた課題といたしましては、家庭的に支援が必要な児童・生徒・保護者を発見することがあっても、教職員による子どもへの直接支援や保護者支援だけでは解決に至らないケースがあるということがあげられます。また、議員ご指摘のように、当事者である子ども自身が特別に困った状況であると思っていない場合や、自身の困り感を教職員等に伝えることができないようなケースもあり、きめ細かに子どもの状況を把握するとともに、個々の家庭のプライバシーに配慮した上で丁寧に対応することが必要だと考えております。

本市教育委員会といたしましては、学校現場においてはヤングケアラーに当てはまる子どもを見逃さないことが支援の第一歩であると認識しておりますことから、今後、より一層スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家も有効活用し、子どもが信頼して相談できる体制の充実を図るとともに、関係各課とも連携しながら必要なときに福祉につなげられる支援の充実に取り組んでまいります。

- 3.「デジタルいじめ」のない環境づくりを求めて
 - (1) 学習用タブレットの活用状況について
 - (2)「デジタルいじめ」や「情報漏洩」をさせないためのリテラシー教育を求め て
 - (3) 改めて、自分や相手の「命」の大切さを考える機会と、悩んだ時の相談体制を求めて

3.「デジタルいじめ」のない環境づくりを求めてについての(1)から(3)について順次お答えいたします。

まず(1)についてお答えいたします。

学習用タブレットにつきましては、概ね各校1日2時間程度、様々な教科で活用している状況でございます。さらに、学習用タブレットの持ち帰りにつきましても、各校、概ね月1回程度、実施しているところでございます。今後も、ICTに関する家庭環境の差が学習機会の差とならないよう、取組みを継続してまいります。

次に(2)についてお答えいたします。

急速に進むGIGAスクール構想において、全国各地で学習用端末を用いた「デジタルいじめ」や「情報漏洩」等の事案が発生しております。本市教育委員会といたしましては、このようなトラブルを未然に防ぐために、子どもたちが使用する学習用タブレットや、アカウント・パスワード等の適切な管理に努め、教職員向けにも適切なデータ管理方法や操作方法についてガイドラインを示したり、研修を行ったりしているところでございます。

加えて、子ども自身がネットのメリットやデメリットを理解し、現実の世界と結び付けながら情報を適切に判断し取り扱うことができるようリテラシー教育も進めているところでございます。具体には、「正しい学習用タブレットの使い方」を子ども自身が考える授業に取組んだり、生徒会が中心となって「学習用タブレットの

使い方に関するルール」を子ども自身が決める取組みを行ったりしている学校がございます。また、「SNSでのいじめやトラブル」、「なりすましの危険性」等に関して保護者と子どもが一緒にリモート講座を受講するような取組みを進めた学校もございました。

議員ご指摘の「デジタルいじめ」は、いじめが生じていること自体が外部から分かりづらく、また、24時間どこからでもいじめが行われてしまうという深刻な問題がございますので、本市教育委員会といたしましても、そうした事案の未然防止に向け、子どもたちのリテラシー教育充実に努めてまいります。

続いて、(3) についてお答えいたします。

現在、各校におきましては道徳教育や人権教育、行事等、あらゆる教育機会を通 して、「命」の大切さや、自他を共に尊重できる意識の育成等に取り組んでいるとこ ろでございます。

一方で、急速にICT化が進む学校現場におきましては、実態の見えにくい「デジタルいじめ」等へ対応するために、改めて自分や相手の「命」の大切さを考える機会や、悩んだ時の相談体制を充実させていくことの重要性が高まっております。

現在、学校現場では、子どもたちが何らかの悩みを抱えた場合に、まずは担任に相談できる体制を整えているところではございますが、様々な子どもたちの声を丁寧に受け止めるためには、友達をはじめ、養護教諭や学年担当、生徒指導担当やスクールカウンセラー等複数の相談窓口を普段から子どもたちに周知し、いつでも、誰でも、どんな悩みでも気軽に相談できるような体制づくりに取り組んでいく必要があると考えております。

本市教育委員会といたしましては、議員ご提案のタブレットを活用した悩みを相談できる仕組みは、自らSOSを発信しづらい子どもたちにとって有意義なシステムだと考えておりますことから、こうした先進的な取組みの研究を進めるとともに今後、校長会や教頭会で「命」の大切さを考える機会や、相談体制の充実を図るよう周知し、取組みを進めてまいります。

- 4. 市民の安心・安全を守るまちづくりの推進
 - (2) 学校での防災教育について
 - ①中学校における防災教育の現状について
 - ②地域防災の担い手として、中学校を対象とした防災リーダーの育成を求めて

4. 市民の安心・安全を守るまちづくりの推進の(2)の①②につきまして、順次 お答えいたします。

まず、①についてお答えいたします。

近年、台風や大雨等の自然災害による被害が増加傾向にあり、南海トラフ地震の 危険性も指摘される中、防災教育は重要だと考えております。また、防災教育にお きましては、自らの命を守る行動ができる力の育成をめざし、災害発生のしくみや、 地域の実態、災害への備えや発生した時の対処方法等について、総合的に学習する ことが重要とされております。

こうした点をふまえ、現在、本市中学校におきましては、生徒一人ひとりの防災意識を高め、地震や火災が発生した時に自ら安全を確保できるよう、各校で避難訓練に取組んでおります。加えて、長期休業中には、学校における防災体制の構築をはじめ、災害発生時の生徒の心のケアについても取り上げながら、教職員自身の防災意識の向上や指導内容の工夫につながるような教職員向けの研修も実施しております。

また、家庭・学校・地域が連携した教育コミュニティづくりの推進を図る活動の 一環として、防災教育に取組んでいる中学校区もございます。

次に②についてお答えいたします。

本市の中学校では、先に述べました避難訓練や各教科・特別活動等で防災教育に 取組んでいるところでございます。 また、市内の小学校の出前授業として実施しているような、実際に災害が起こったことを想定し、体育館で市の備品である組み立て式簡易ベッドを作ったり、非常食を食べたりする体験的な活動を中学校でも実施することは、防災意識を持続させる上で重要だと考えております。

加えて、議員ご提案のジュニア防災リーダー育成につきましては、将来の地域を 担う中学生にとって「自分たちの街は自分たちで守る」という防災意識や郷土愛の 心を育むためにも、たいへん有意義であると認識しております。

本市教育委員会といたしましては、万が一の災害に備えて子ども自身が地域の実態を把握し、避難の方法等を事前に計画しておくことや、地域とのつながりの中で、必要に応じてSOSを発信できることが重要だと考えております。そのため、今後、先進的な取組みの研究を進めるとともに、出前授業等の実施について周知を行い、地域とともに防災教育に取組んでいる中学校の事例の共有に努めながら、防災教育の充実を図ってまいります。

- 4. コロナ禍の小中学校においてのこれまでの取り組みと今後の対応に関する展望 について
 - (1) 小中学校の児童・生徒に対しひとり1台のタブレット端末を配備した後の活用状況について
 - (2) 教職員に対してのサポート環境について
 - (3) 第6波が来ることを想定し、オンライン授業が必要となった場合に対応できる状況にあるのかどうか。現在の取り組み状況と、見つかっている課題等について
 - (4) オンライン授業実施時において、各家庭の事情や状況に応じた柔軟な対応 が各学校でおこなえる環境は整えているのか
 - (5) 感染拡大時における学校開放事業と各公共施設の運用状況の整合性について
 - (6) 感染拡大時において中学校部活動を行う場合の方針づくりについて

4. コロナ禍の小中学校においてのこれまでの取り組みと今後の対応に関する展望 についての(1)~(6)について順次お答えいたします。

まず、(1)についてお答えいたします。

本市では、ひとり1台タブレット端末を今年度から全校に配備し、様々な教科や 教育場面での活用を進めているところでございます。

具体的な活用例といたしましては、体育の授業でマット運動をする際に、子どもたち同士が互いのフォームをタブレット端末で動画撮影し、授業支援アプリを用いて映像を共有しながらアドバイスしあったり、音楽の授業では、感染リスクを軽減させるため、リコーダー演奏を自宅で撮影し、登校した際に動画を提出したりするなどの取り組みを行っている学校もございます。他にも、教科書のQRコードを用いたデジタル教材の視聴や、デジタルドリル、デジタル教科書等の活用が進み、概

ね各校で1日2時間程度、活用できている状況でございます。

次に、(2)についてお答えいたします。

令和2年度のタブレット端末試験運用期間には、教職員の基礎的なスキル向上に向けた研修の実施や、活用マニュアルの作成を本市教育委員会が主体となり進めてまいりました。今年度の新たな取り組みといたしましては、各校のICT担当者を集めてスマートスクール推進会議を開催し、タブレット端末を授業で活用するための技術講習や好事例の共有等を行っております。加えて、現在では教職員が手軽にタブレット端末の活用事例を視聴し、他校の実践を取り入れることができるように、教職員専用ポータルサイトに活用動画等を80本以上公開しております。さらに、今年度より配置した4名のGIGAスクールサポーターを活用し、各種トラブル対応に加え、各校の課題に合わせた校内研修も実施しております。今後も教職員が様々な教育場面でタブレット端末を効果的に活用できるよう、多面的にサポートできる環境整備に努めてまいります。

次に、(3)についてお答えいたします。

本市のオンライン授業に向けた準備状況といたしましては、夏季休業期間中に教職員向けの研修を実施し、2学期当初には児童生徒を対象にオンライン授業に向けた Web 会議システム等の操作練習を行いました。さらに、いつ臨時休業となっても対応できるよう、各校で概ね月1回程度、タブレット端末の家庭への持ち帰り学習を実施するとともに、各校で定期的な操作練習を行うよう指示しているところでございます。

なお、2学期当初に臨時休業を行った市内1校で、実際にオンライン授業を実施いたしました。実施にあたりましては、事前に生徒との接続確認も行っていたため、 当日は、概ね順調に実施することができました。

一方で、接続確認の際は、Web 会議システムの操作方法等が分からずログインできないといったケースや、家庭の通信環境が原因と考えられる映像遅延等の課題が見つかりました。これらの課題につきましては、操作方法を個別に電話連絡して説

明したり、モバイルルーターを貸し出したりすることで対応いたしましたが、他校でも同様の課題は発生すると予想されるため、こうした課題への具体な対応方法も含め、当該校で取組んだオンライン授業の一連の内容を動画にまとめ、教職員向けポータルサイトで共有しているところでございます。

次に、(4)についてお答えいたします。

急な臨時休業となった場合、子どもが操作方法に不慣れなことや家庭の通信環境等により、家庭でオンライン授業を受けることが困難な状況となることも想定されます。

本市教育委員会といたしましては、こうした子どもたちにも適切な支援を実施する必要性を認識しておりますから、感染状況にもよりますが、必要な場合は学校へ登校し、学校でオンライン授業を受けることが可能となるような柔軟な対応が取れるよう、校長会等を通して周知し、対応に努めてまいります。

次に、(5) について、お答えいたします。

コロナ禍における各公共施設の運用につきましては、大阪府新型コロナウイルス 対策本部会議の要請により、開館及び休館の対応を行ってまいりました。

その一方で、学校開放事業につきましては、同会議発出の「府立学校における今後の教育活動について」や大阪府教育委員会教育長が発出の「緊急事態宣言中の部活動の取扱いについて」の通知を基準として中止などの対応をしてまいりました。

しかしながら各公共施設の運営や学校開放事業の運用については、異なる基準で対応を決定していました。議員ご指摘のとおり、部活動は、原則中止して学校開放事業も中止しているのに対して、各公共施設については平常通り利用できる状態であるなど、運用面での違いがありました。そのような状況を改善するため、令和3年9月18日から申請を提出していただければ、学校の部活動と同様に公式試合、発表会等の3週間前から学校開放事業を利用いただけるよう運用を変更したところでございます。

今後につきましても、大阪府新型コロナウイルス対策本部会議や府教育委員会の

通知・要請を遵守しながら、対応してまいりますが、それぞれの対応に違いがみられる場合には、できる限り地域活動等に支障がでないような調整を図ってまいります。

次に、(6) についてお答えいたします。

本市における中学校の部活動につきましては、緊急事態宣言が適用されている場合は原則中止としてまいりました。一方で、公式戦等を控えている場合には、急な運動による怪我のリスクを軽減したり、熱中症を予防したりすることを目的に、大会期間の3週間前から感染症対策を徹底した上での活動を認めてまいりました。

こうした対応は、府の通知にもとづき、府立高校に準じて進めてきたものではございますが、公式戦の多い部活動に所属している生徒と、文化部を含め公式戦のない部活動に所属している生徒の間に活動内容の差異を生じさせていることは事実であると考えております。

本市教育委員会といたしましては、部活動について、子どもたちの間で不公平感が生じないよう配慮する必要性を認識しているところでございます。一方で、感染拡大が懸念される状況では、学校園での感染対策を徹底しながら生徒や保護者の不安にも丁寧に対応していくことが求められます。こうしたことから、今後、議員ご指摘のように、感染拡大防止に努めつつ子どもたちの不公平感を改善できる部活動のあり方について、府の通知に準じ、本市における感染状況もふまえながら、適切な方針を示すことができるよう検討を進めてまいります。

- 2. 新庁舎の建て替え問題について
- (1) 庁舎建て替えの目的をあらためて確認する

市長は、熊本地震で庁舎が被災し行政機能に大きな支障をきたしたことを 受け、耐震性能を持つ庁舎をつくること、すべての人にやさしい、使いや すい庁舎をつくることを最優先の課題と認識されているのか

- (2) 庁舎に求められる耐震性能の基準が進化していることについて すばるホールの耐震性能を尋ねたところ、「新耐震基準で建てられているから問題ない」と答弁があったが、40年前の基準ではなく、現在の国土交 通省が定める官庁施設の総合耐震基準から見て、構造体I類、非構造体A 類、建築設備甲類の基準を満たしているのか
- (3) 国土交通省にもとめられる総合耐震基準を満たさない庁舎に分散移転させてしまうのでは、市民と職員の安全を守れない。庁舎建て替えの原点に立ち戻り、基本計画通り現在の場所に全面建て替えすべきだと考えるが、市の見解を
- (4) すばるホールに市役所を分庁舎化するのは、問題がありすぎる
 - ①庁舎整備基本計画のなかでは、本移転も仮移転もすばるホールを使うことなど全く想定されていない。建設費用の縮小を優先するなら、仮設庁舎や仮移転先の改修費が全くかからない基本計画で提案された「ケース7」を、移転先施設の市民の利用を妨げないためには庁舎敷地内に仮庁舎を建てる「ケース9」を採用すべきでは
 - ②推定活断層の上にわざわざ庁舎機能を移転させると、すばるホールを耐震 補強するには費用がかかり過ぎ、耐震補強をしないで移転するのは危険す ぎるのでは
 - ③移転させようとしている部署は、大地震で被災した場合に災害復旧の中心 にあたるはずの担当課で、市役所本庁の災害対策本部から離されて配置さ れてしまうことは問題では

- (5) 市の文化活動の拠点であるすばるホールの機能を止めてはならない
- (6) すばるホールへの一部庁舎移転を仮移転から本移転にする方針変更の理由 に経費削減をあげているが、疑問がある
 - ①市長の提案は経費を削減したのではなく、確保すべき安全性と防災機能の 削減です。おまけに市民が利用できていた文化施設の削減では 国がもとめる基準どおり耐震補強を行うと、現地全面建て替えのプランよ り、はるかに経費が増大するのでは
 - ②市民の命をまもる防災拠点となる市庁舎はとことん予算を縮小するのに、 なぜ若松地区の再整備事業だけ費用を拡大するのか。事業計画変更につい て、現在の市の考えは
 - ③コンストラクションマネジメントとして約700万円をコンサル業務に 支払う契約をしている会社がその機能を果たしていないのでは
- (7) 市民の声を聞くための、パブコメの実施や市民説明会の開催の予定は

ご質問の2. 新庁舎の建て替え問題についての(1)から(7)について順次 お答えいたします。

まず(1)についてですが、昨年11月に策定しました「市庁舎整備基本計画」においては、5つの柱となる基本方針を掲げており、1つ目が「わがまち富田林・まちづくりの核となる、市民が主役となり、誇りを持てる庁舎」、2つ目が「地域と市民を守る、災害に強く、安心安全な庁舎」、3つ目が「すべての人にやさしい、分かりやすく、使いやすい庁舎」、4つ目が「自然環境に配慮する、環境と共生する庁舎」、5つ目が「将来の変化に柔軟に対応できる、経済的で合理的な庁舎」で、議員のご質問にある課題につきましては、この中の2つに当たり、本市といたしましても、重要視している部分でございます。なお、この5つの基本方針につきましては、それぞれが最優先の課題であり、すべての実現に向けて取り組んでま

いりたいと考えております。

次に(2)と(3)について一括してお答えします。ご質問の「官庁施設の総合耐震計画基準」は、公共施設の耐震性能を機能分類し基準を定めたものでございますが、すばるホールにつきましては、この基準が定められる前に建設されたものであり、仮にすばるホールをこの基準に当てはめた場合、すべてを満たしているものではございません。しかしながら、すばるホールは、建築基準法上の新耐震基準に基づいて建築されていることから、建築物としての耐震性には問題がないものと考えております。また、災害発生時には、新庁舎が建設されるまでは、耐震性能の高い消防庁舎に災害対策本部を設置し、そこを中心に災害対応に当たることを想定しております。いずれにいたしましても、新庁舎建設につきましては、規模の最適化を図ることについて、市庁舎整備基本計画に基づき、コンパクト化を図りながら現地建て替えを行うことで、将来世代への負担の軽減化を図るとともに、庁舎の耐震化を行い、市民や職員の安全を守るという観点から、早急に取り組んでまいりたいと考えております。

次に(4)の①についてお答えいたします。

庁舎整備基本計画では、整備方法についてケース1からケース10までの方法 について検討を行っており、その中で、庁舎を2棟に分けて順次建設し、最終的 に2つの建物をつなぐケース7と、仮設庁舎を一時的に建設し、新庁舎建設後に 解体するケース9が、庁舎整備方法としてふさわしいと述べております。

しかしながら、そのあとの建替え計画の記述の中で、ケース7はケース9と比較して、建設中の市民サービスや執務効率に課題があることなどから、ケース9がより優位であるとされております。このケース9にある仮設庁舎の建設には、計画内での概算では、解体費用も含めて約5億8千万円と試算されており、建設コストが膨らむ一因となりますので、市といたしましては、他の施設を活用することで、仮設庁舎の建設に係る費用を抑え、コストの縮減を目指すものでございます。

次に(4)の②についてですが、ご質問にあります推定活断層につきましては、 国土地理院ホームページによりますと、地形的な特徴により、活断層の存在が推 測されますが、現時点では明確に特定できないもの、または、今後も活動を繰り 返すか不明なものとされていることから、基本計画においても課題ではないとA 評価をしており、問題はないものと考えておりますので、建築基準法上の新耐震 基準で建築されているすばるホールにつきましては、耐震補強の必要はないもの と考えております。

次に(4)の③についてですが、先程の答弁の繰り返しとなりますが、災害発生時には、新庁舎が建設されるまでは、耐震性能の高い消防庁舎に災害対策本部を設置し、そこを中心に災害対応に当たることを想定しており、今後、危機管理室等と体制整備などについて、連携を図ってまいりたいと考えております。

次に(5)についてですが、すばるホールは、市民文化の振興を図るための施設であり、さまざまな文化活動の拠点としてご利用いただいている施設でございます。本市といたしましては、サテライト設計室をはじめとしたワークショップや、文化団体協議会、文化振興事業団との協議などで頂いたご意見を踏まえまして、できる限り文化活動に支障が出ないよう、行政機能を4階と、3階の一部に集約する予定であり、今後も、すばるホールを含め、文化振興の更なる推進に努めてまいりたいと考えております。

次に(6)の①についてですが、繰り返しとなりますが、すばるホールにつきましては、建築基準法上の新耐震基準で建築されておりますことから、耐震補強の必要はないものと考えております。その上で、非常に厳しい財政状況を勘案し、今回の新庁舎建設につきましては、今後もできる限り経費の縮減に努めてまいりたいと考えております。

次に(6)の②についてですが、次年度予定しております人権施策推進の新たな拠点施設の建設につきましては、現在の人権文化センターが、建設から既に50年以上経過し、老朽化に伴う雨漏りの影響により、3階の部屋が使用できなく

なっていることや、耐震化もされていない状況であることから、早急な建て替え が必要と判断いたしました。なお、新施設の建設にあたっては、単なる現在の人 権文化センターの建て替えという事ではなく、外国人市民、女性、LGBTQな ども含め多様な人権課題に対応できる拠点施設といたします。

いずれにいたしましても、富田林市公共施設再配置計画に基づき、施設規模のコンパクト化を図り、建築コストの縮減に努める予定です。

次に(6)の③についてですが、コンストラクションマネジメント業務においては、現在も中立性を保ちながら、設計内容の品質、スケジュール管理、コスト管理の他、設計での懸案事項など、各種マネジメントを行っており、必要な業務を着実に履行されているところであり、今後におきましても、適切なマネジメントを行っていただく予定です。

最後に(7)でございますが、現在、改めてパブリックコメントの実施について計画はしておりませんが、市民向けの説明会を、基本設計の内容が固まり次第、実施する予定としており、加えて、広報誌への進捗状況の掲載や、SNS等を活用し、できる限り市民の皆様に向けた情報発信を行ってまいりたいと考えております。

以上でお答えとさせていただきます。

- 3、企業や市民から市への寄贈・寄付の申し出があった際の、受け入れ手続きのあり方について
 - (2) 市に寄贈されたオゾン発生器について
 - ①このオゾン発生器を設置した企業は、装置は寄贈だったにもかかわらず、「富田林市が導入」「富田林市様に導入いただいたノウハウを『富田林モデル』として各学校・自治体への普及活動を」すすめる営業に利用していることは問題では
 - ②企業からの寄贈については営利活動に利用されないように、基準を定めて いくべきでは
 - ③機器受け入れは、どのようなメンバーで、どういった検討をされたのか
 - (3) この装置に問題ありとする声について
 - ①富田林医師会から市に対して、オゾン発生器の撤去を求める要望書が提出 され、学校医の反対もあり、どのように受け止められたのか
 - ②導入決定までの経過とその後の設置までの流れ、関係者への意見聴取や説明会などの開催状況は
 - (4) このオゾン発生器は、子どもたちが安心安全のために、撤去も含めて再検 計すべきでは

- 3、企業や市民から市への寄贈・寄付の申し出があった際の、受け入れ手続きの あり方についての(2)から(4)についてお答えいたします。
- まず、(2)の①~③につきましては、相関連いたしますので一括してお答えいた します。

機器受け入れにつきましては、主に教育委員会事務局を中心に検討し、決定いた しました。また、検討にあたりましては、同様の機器を購入し、すでに稼働してい る他市町村や学校等への聞き取りも実施いたしました。 本市教育委員会といたしましては、寄贈いただく物品等が子どもたちや教職員の ためになるかという観点から受け入れの判断を行っております。また、企業の Web ページでの掲載内容等につきましては、議員ご指摘のように誤解をまねく可能性も ございますことから、今後は、適切に対応できるよう検討してまいります。

次に、(3)(4)につきましては、相関連いたしますので一括してお答えいたします。

はじめに、導入決定までの経過や流れについてでございますが、5月初旬に市長 宛てに寄贈の希望が伝えられたことを受け、5月中旬に寄贈を申し出た企業から、 教育委員会事務局のメンバーで寄贈内容等に関するお話をお伺いいたしました。

その後、同様の機器を利用している他市町村等に聞き取りを実施いたしましたところ、各校園の判断で24時間稼働しているケースや、子どもたちが登校してから下校するまでの間だけ稼働しているケース、数年間にわたって稼働し続けているケース等がございました。また、いずれにおいても、子どもたちに何らかの健康被害が及んでいるという情報はございませんでした。

こうした情報や学校現場からの意見もふまえて、5月中旬に教育委員会事務局で 寄贈を受諾する方針を決め、組織的に決済を行い決定いたしました。なお、当時は、 大阪府にも緊急事態宣言が適用されている状況で、学校現場におきましても、基本 的な感染症対策を徹底するものの、PCR検査を受ける者や感染者数が増加してい る時期でございました。昨年度の全国一斉臨時休業以降、誰もが経験したことのな い状況の中で、多くの教職員も不安を抱えながら、様々な業務に献身的な取組みを 進めている状況でございました。

続く8月には広報で寄贈を受けたことを紹介するとともに、夏季休業期間中に設置工事を進めていただきました。さらに、保護者向けの説明プリントも作成し、9月初旬に周知を行いました。

その後、富田林医師会からは市立幼稚園、小学校、中学校に設置されたオゾン脱 臭器等を回収し、施設環境を原状に復することについてのご要望や、稼働について 不安を感じられる保護者等からの声も頂戴いたしました。

本市教育委員会といたしましては、このような不安の声を受け止め、適切に対応 する重要性を認識しておりますことから、改めて放課後や夜間等、教室に子どもた ちが居ない時間帯に稼働する方針をお示ししたところでございます。

現在、その方針につきましては、富田林医師会にも一定のご了承をいただいているものと認識しておりますことから、引き続き、安全安心な学校運営に向けて取り組みを進めてまいります。

- 3. 企業や市民から市への寄贈・寄付の申し出があった際の、受け入れ手続きのあり方について
 - (6) 金剛公民館・図書館の敷地内に置かれている二宮尊徳像について
- ①駐輪場や車の駐車場や、公民館の部屋を増やしてほしいという要望に活用すべきでは
- ②二宮尊徳像の寄付の申請から受けいれの可否の決定、設置に至るまでの経過 について詳細は
 - ③夜にスポットライトをあてているが電気代は
- ④二宮尊徳像と石碑は、金剛公民館・図書館という社会教育の場には相応しくなく撤去が適当では

ご質問の(6)金剛公民館・図書館の敷地内に置かれている二宮尊徳像について、順次お答えいたします。

まず、①についてでございますが、金剛公民館・図書館の駐輪場、駐車場につきまして、駐車場は、開館当初20台でしたが、平成7年度に49台に、駐輪場は、開館当初31台でしたが、平成12年度に91台に、それぞれ拡張工事により増設して、路上駐車や、歩道への駐輪などの問題に対応してまいりました。

今後、公民館の部屋をはじめ施設の整備につきましては、施設の全体的な整備の中で検討してまいります。

次に②についてでございますが、平成25年1月頃、市民の方から、二宮尊徳像を寄贈したい旨の申し出がございました。受領の可否の決定、設置につきましては、二宮尊徳像が、勉学・勤労を尊重する歴史上の人物で、また当時、金剛公民館・図書館の敷地にありました茶室「楠成庵」の除却跡地をポケットパークとして整備を検討している中で、そのご厚意を受ける判断をしたもので、富田林市事務専決規定及び代決規定にもとづき、決裁処理の上、受領の意思決定をしたも

のでございます。なお、像及び照明の設置は、寄贈者が平成26年3月に完了されました。

次に③についてでございますが、像を照らしている照明は、夏期で約1時間、 冬期で約3時間点灯している状況であり、個別の電気代までは算出できませんが、 金剛公民館・図書館の敷地内の電気代に含まれております。

最後に④についてでございますが、現在、二宮尊徳像が設置されている敷地につきましては、老朽化がはげしく、一部倒壊の恐れがあった茶室や竹製の塀もあわせて撤去いたしましたので、視界が開けて安全性も確保されました。そのような中で、市民からご寄贈いただきました像をモニュメントとして、ピクニックテーブルとともに設置して休憩や会話を楽しんでいただけるスペースとしてご利用いただいておりますので、今のところ撤去することは検討しておりません。

以上で、お答えとさせていただきます。

- 1. 本市における学校教育のありかたについて
 - (1) GIGAスクール構想の進捗状況について
 - ①小中学校でのタブレットの主な利用方法やアプリの活用状況
 - ②現場の先生方への支援内容とGIGAスクールサポーターの活用状況
 - ③タブレット持ち帰りの状況、また破損や故障の状況とその対応

1. 本市における学校教育のありかたについての(1)の①から③について順次お答えいたします。

まず、①についてお答えいたします。

本市におきましては、昨年度中にタブレットの整備を終え、全小中学校において 本年度より本格的な活用に取組んでいるところでございます。主な利用方法といた しましては、前回の授業の復習やその日の授業のまとめとしてデジタルドリルを活 用したり、教科書のQRコードからデジタル教材を視聴したり、カメラやビデオの 機能を利用したりしております。

また、小中学校ともに日常的によく利用しているアプリといたしましては、授業支援ソフトがあげられます。本市では、ロイロノートという授業支援ソフトを導入しており、文字や音声、写真や動画等のデータを児童生徒や教員間で送受信できるもので、その扱いやすさから様々な教科での活用が進んでおります。具体には、英語の授業で教員が見本となる発音を録音した音声データを生徒に送信し、その音声を聞きながら子どもたちが練習した後、自分の発音をタブレットで録音し教員に提出するような活用例があります。

次に、②についてお答えいたします。

本市教育委員会では、教員のタブレット活用を支援するために、授業での活用動画等、約80本の動画を公開し、市内小中学校の教職員がいつでも閲覧できるように教職員向けポータルサイトに掲載しております。各校の取組みを市内で共有する

ことで、他校の取組み事例を授業実践に取り入れるなど、ICTを活用した授業力の向上につながっております。また、デジタルドリルや授業支援ソフト、持ち帰り 学習に向けた研修等も市教委主催で実施しております。

次に、GIGAスクールサポーターの活用状況でございますが、本年度は市内24校に4名を配置し、1名あたり6校を分担してタブレット活用にむけた支援を行っております。具体な内容といたしましては、主に1学期当初は貸し出し用モバイルルーターの設定や故障、トラブル等の対応を実施いたしました。また、2学期からは利用するアプリの配信・削除等の端末管理や、校内の教員向けICT研修のマニュアル作成等の業務を担っております。いずれの学校においても、タブレットの活用が進む中でGIGAスクールサポーターによる支援が欠かせないものとなっており、議員ご指摘のように、長時間勤務が課題となっている教員の業務負担を軽減する上で、重要な役割を担っていると考えております。

次に、③についてお答えいたします。

学習用タブレットの持ち帰り学習につきましては、1学期より取組みをはじめ、現在は、持ち帰っての学習にスムーズに取り組むことができる小学校3年生以上を中心に各校概ね月1回程度実施しているところでございます。今後も、ICTに関する家庭環境の差が学習機会の差とならないよう、引き続き取組みを進めていきたいと考えております。

また、タブレットの破損や故障状況につきましては、電源が入らない、キーボードが反応しない等の初期不良が54台ございました。さらに、画面割れ等の破損が現段階で20台ございます。なお、画面割れの原因といたしましては、誤って机から落下させた際に当たり所が悪かったというケースや持ち帰りの中で意図せず破損させてしまうケースがほとんどとなっております。これらの修繕につきましては、故意による破損でない場合、現在、修繕費で対応している状況でございます。また、初期不良につきましては、無償交換の対象となっておりましたが、今後メーカー保証の期間が終了しますことから、電源が入らない等の故障が生じた際は、これまで

以上に修繕費が必要になるものと考えております。

本市教育委員会といたしましては、GIGAスクール構想の実現により、子ども一人ひとりの資質・能力を確実に育成していくことが重要だと考えておりますことから、引き続き、子どもたちが安心してタブレットを活用できる環境づくりや、支援人材も有効活用した教職員のサポート充実に努めてまいります。

- 1. 本市における学校教育のありかたについて
 - (2) 不登校児童・生徒に対する支援の現状について
 - ①小中学校における全国の不登校の現状や本市の状況
 - ②不登校や教室に入れない子どもたちへの対応や課題
 - ③不登校特例校を設けてはどうか

1. 本市における学校教育のありかたについての(2)の①~③につきまして、 順次、お答えいたします。

まず、①小中学校における全国の不登校の現状や本市の状況について、お答えいたします。

小中学校における不登校の現状につきましては、10月に文部科学省より令和2年度の問題行動等調査の概要が発表され、全国的に小中学校とも増加傾向にあることが報告されました。本市におきましても同傾向にあり、小中学校とも不登校児童・生徒数はわずかに増加し、速報値で190名となっております。

子どもたちが登校しても教室に入れなくなったり、学校に通えなくなったりする要因は、心身に起因するものから環境に起因するものまで様々あり、学校では子どもたち一人一人に寄り添いながら、個別の課題に対応しているところでございます。

次に、②不登校や教室に入れない子どもたちへの対応や課題について、お答え いたします。

具体的に、教室に入りづらい子どもたちへの対応につきましては、まず、各校で教員や養護教諭が別室での授業や心のケアを実施しております。また、本市では中学校へ指導員を派遣し、校内で適応指導教室を開設することで教室復帰への支援や不登校の防止を行っており、現在、延べ75名の子どもたちが利用しております。さらに本年度からは、指導員を1名増員することで1校あたりの実施回

数を増やすほか、必要に応じて小学校に対応した校内適応指導教室も実施しております。

学校に通うのが難しい子どもたちにつきましては、学校が定期に家庭訪問を行い、不登校児童・生徒の心身の状況を把握しながら、学校復帰できるよう支援しております。また、不登校の状況に応じて、学校と教育委員会が連携しながら、本市が設置している適応指導教室や個別対応できる適応指導教室分室での支援につなぎ、現在、100名程度いる不登校児童・生徒の内、約1割が在籍しております。スポーツ公園で実施しております適応指導教室では、豊かな自然のもと、体験活動等を通して自立支援を行っておりますが、場所が本市の南東部に位置しており、市内からの交通の利便性については課題もございます。今後は適応指導教室の最適な立地について検討する必要があると考えております。

最後に、③不登校特例校を設けてはどうかについて、お答えいたします。

議員ご提案の不登校特例校につきましては、不登校生徒の学習状況にあわせて カリキュラムが柔軟に編成でき、広く各地で設置が検討されていると聞き及んで おります。

本市教育委員会といたしましては、まずは不登校の子どもたちに安心できる居場所を提供することが重要であると認識しておりますことから、本市で運営しております適応指導教室のさらなる充実を図るとともに、不登校特例校等、先進市の取組みも参考にしながら、不登校児童・生徒に対するよりよい支援の在り方について研究してまいりたいと考えております。

- 5. 市民の文化活動やスポーツ振興の活性化について
 - (1)整備を進めている公共施設のフリーWi-Fi について
 - ①フリーWi-Fi はどの公共施設に設置するのか、またその設置状況
 - ②フリーWi-Fi システムの使用方法、セキュリティ面などの詳細
 - ③ご利用される市民の反応

ご質問の5. 市民の文化活動やスポーツ振興の活性化について、の(1)につきまして順次お答えいたします。

まず、①についてでございますが、フリーWi-Fi は、公共の場所、あるいはコンビニ、カフェなどの店内で誰でも利用できるよう無料で提供された Wi-Fi の環境でございます。本市としましては、観光振興や市民サービスの向上の観点から、整備をすすめております。

現在のフリーWi-Fi の設置状況につきましては、市直営のきらめき創造館、全公民館・図書館、旧田中家住宅と、指定管理施設のきらめきファクトリー、じないまち交流館、旧杉山家住宅、じないまち展望広場、農業公園サバーファーム、かがりの郷に整備しています。また、フリーWi-Fi ではありませんが、市民会館では指定管理者が独自で利用者に限りサービスの一環として、IDとパスワードの入力による Wi-Fi 環境の提供を行っております。

次に、②についてでございますが、主に本市で整備しているのは、「Osaka Free Wi-Fi」で、接続間隔は1時間ごとにリセットされますが、再接続を繰り返せば、無制限に利用できる仕組みとなっています。使用方法といたしましては、スマートホンやタブレット等において、フリーWi-Fi のウェブサイトに接続して、メールアドレスを登録することにより、無料でフリーWi-Fi の接続が可能となるものでございます。

フリーWi-Fi は、無料で利用できるメリットがある反面、通信の内容を盗聴や

のぞき見、なりすましアクセスポイントの問題など、セキュリティ面で不安があるというデメリットが指摘されています。

最後に、③についてでございますが、無料でWi-Fiを利用してスマートフォン等で、観光情報を入手したり、生涯学習施設では情報収集や学習に利用できるため、市民のみならず来訪者の皆さまにも利便性を感じていただいているものと認識しております。

- 5. 市民の文化活動やスポーツ振興の活性化について
 - (2) 市民活動のための施設整備をもとめて
 - ①五輪後特に注目を浴びているスケートボードパークの整備
 - ②市内でのキャンプやグランピングができる施設の整備
 - ③市民の憩いの場となるようなフリースペース(文化活動もできる)の整備(IBALAB@広場を参考に)

ご質問の5. 市民の文化活動やスポーツ振興の活性化について、の(2)につきまして、順次お答えいたします。

まず①についてでございますが、スケートボード競技は、2020 東京オリンピックから正式競技となり、今注目を集めているスポーツ競技であります。また、オリンピックでは松原市出身選手の金メダル獲得の効果もあり、今後、スケートボードの人気は、さらに盛り上がっていくものと認識しております。

本市の近隣では、松原市にありますスポーツパークまつばら、堺市にあります原池公園スケートボードパーク、大泉緑地にあるスケート広場の3箇所に施設がございます。一方で施設整備の課題といたしまして、スケートボードを操作する中で騒音が発生することから、高速道路の高架下や、大きな公園内など、住宅地から離れた場所に施設が設けられている事例があります。

いずれにしましても、スケートボードパークの整備には、周辺住民の理解や施設整備の費用、ランニングコストなどさまざまな課題を考慮する必要があります ことから、今後、調査・研究してまいります。

続きまして②についてでございますが、数年前からキャンプ人気の高まりがあり、新型コロナウィルスによる人混みを避ける傾向があることや快適なテント泊ができるグランピングの流行、SNSや YouTube (ユーチューブ)の動画によるソロキャンプの情報等がその人気の要因であると認識しております。

現在、本市には青少年教育キャンプ場がございますが、野外活動の教育的観点から整備し、教育目的に使用する団体に限りますので、それ以外の一般団体は利用できないことになっております。

なお、全国では遊休地をキャンプ場やグランピング施設として有効活用させる 事例もあるようでございますが、利用者の期待に応えることのできる独特の魅力 がなければ、一過性の利用になると考えられますことからアウトドア関連の体験 につなげることや、地産地消というグルメと結びつけることが魅力の向上につな がるものと考えています。

いずれにいたしましても、教育委員会としましては、民間事業者の展開も含め、 他市の好事例を調査・研究してまいります。

最後に③についてでございますが、議員ご紹介の、茨木市の「IBALAB@広場(イバラボ・ひろば)」では、市施設跡地を利用して、若者たちの発案を取り入れて、イベントを開催したり、のんびり過ごせる芝生広場が整備されており、市民の憩いの場となっていると聞き及んでおります。

本市には、スポーツ活動においては、スポーツ公園、文化活動においては、すばるホールなどがございますが、芝生のある広場で、市民がスポーツ活動や音楽演奏などの文化活動に参加したり、接したりすることは、市民の幸福感の向上や、健康増進の観点からも有意義なことであると認識しておりますので、今後調査・研究してまいります。

以上でお答えとさせていただきます。

- 1. 契約書や仕様書等の適正な作成と履行確認について。
 - ①学校給食配送業務仕様書(詳細)の問題点について。

※仕様書では、受注者従業員が配送業務に従事する時間は「午前10時から午後3時」とされているのに、実際には、発注者の指示がなくとも、受注者従業員のほぼ全員が午後2時頃に帰っていることについて、執行部の見解を求める。

【答弁】

1. 契約書や仕様書等の適正な作成と履行確認について。の①につきまして、お答えいたします。

富田林学校給食株式会社と配送事業者との間で契約しております学校給食配送業務についてですが、仕様書第8条に、「配送業務は、発注者の指定する日の午前10時から午後3時までに終了すること。ただし、発注者が必要あるときは、受注者に通知してこの時間を延長又は短縮することができる。」となっております。また、同仕様書(詳細)の中で、受注者従業員が配送業務に従事する時間は、午前10時から午後3時と定め、同様に通知によりこの時間を延長又は短縮することができると定めております。

一方、富田林学校給食株式会社によりますと、現状では、給食の配送及び回収の作業は、午前9時20分頃に配送従事者8名が出勤後、配送車両4台で9時30分頃から給食センターを出発して小学校6校へ食器のみを先に配送しております。その後小学校16校への給食配送は、8台の車両で午前11時頃に給食センターを出発して11時40分頃に給食センターへ戻り、午後の回収は、1時頃に給食センターを出発して、2時前頃には給食センターへ戻ってきている状況でございます。回収業務が終わった午後2時10分前後には、大半が退社し、回収したコンテナの整理作業を行う2名は、午後2時30分頃には退社している、という事でございました。

議員ご指摘の、仕様書(詳細)の問題点でございますが、ただし書きで、「発注者は必要あるときは受注者に通知のうえ、この時間を延長又は短縮することができる。」とありますことから、配送業務に従事する時間の延長や短縮が常態化となったものと考えております。また、この仕様書内容は、本市が学校給食配送有限責任事業組合と学校給食配送業務委託を契約していた平成25年度以前のものと同様であり、平成26年度以降も、仕様書内容と配送の現状が合っていない状況が続いてきたものと考えております。

一方で、学校給食センター調理等業務委託料における配送業務については、作業時間当たりで積算されたものではなく、配送及び回収の業務が履行されていることで、富田林学校給食株式会社へ委託料を支払っているところであり、業務委託仕様書による配送業務自体は、確実に遂行されておるものと認識しております。

しかしながら、本市としましては、議員からご指摘を頂きました点を踏まえ、 配送業務に従事する時間について、業務実態が仕様に沿ったものとなるよう、富 田林学校給食株式会社に対して指導してまいります。

- 4. 本市の今後の文化振興の方向性について。
 - ①本市の今までの文化振興施策について。
 - ②今後作られるという「文化芸術振興ビジョン」の基本的な方向性について。

ご質問の3.本市の今後の文化振興の方向性について、の①②は相関連しますので一括でお答えいたします。

本市の文化振興施策としましては、市民が身近にふれることができる芸術性の高い文化事業を行うとともに、市民の自発的な活動を支援し、発表の機会を創出しています。平成3年にすばるホールが文化活動の拠点として建設されて以来、すばるホールで毎年、日本舞踊や合唱、美術展などの14の協会による市民文化祭が開催されるなど、市民文化の振興を図っているところでございます。また、この14の協会に所属されている傘下の各グループによる発表会や日々の文化活動等は市民会館や公民館、福祉会館、かがりの郷など市内の様々な公共施設や商業施設等をご利用されて一年を通して実施されているところです。

確かに、すばるホールは文化の拠点でございますが、文化というものは、一つの場所を拠点にしなければ、発信も展開もできないものではなく、市内の各地域で小さな文化の花が咲いて行くことこそが、今後の市の活性化にもつながるものと考えております。

また、本市におきましては、来年度に文化芸術振興ビジョンの策定を予定しているところでございますが、文化芸術振興ビジョンは、本市の文化振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針とするもので、市民の文化活動の発展並びに、幅広い行政と文化との深い関りを改めて位置付けることを目的に策定するものです。

このビジョンをもとに、将来の富田林市を、福祉やまちづくり、子育てや観光 等の様々な場面で文化が輝く活力あふれるまちにしたいと考えているところです。 全体的な流れとしては、国の文化芸術振興基本法、大阪府文化振興条例を受けて、 市のビジョンの方向性を決めていくものと考えております。このビジョンの中で は、市民の自主性及び創造性の尊重を柱として、将来の文化を担う人材の育成や 環境の整備等を幅広く盛り込んでいく予定でございます。

また、市内の各地域で活躍される文化活動の保護と育成の観点、そして、福祉 や観光、まちづくりといった様々な行政の分野に対して横串として文化の色合い を加味していきたいと考えているところでございます。

以上でお答えとさせていただきます。

- 7. 富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針について
- ・策定に向けての具体的なスケジュールについて

ご質問の7. 富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針について。策定に向けての具体的なスケジュールについてお答えいたします。

富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針につきましては、令和3年度施政方針にて今年度中の策定を示し、9月広報ではタウンミーティングのご意見や市立幼稚園・保育所の現状と課題を示したうえで、11月頃に素案をお示しすることを掲載しました。

市立幼稚園については「3年保育」「午後5時までの預かり保育」「全ての園での給食」「合同保育のためのバス送迎」など最近取組んでいる事業について現在検証をすすめているところです。また、10園の在籍合計が1学年100人程度で集団による保育が難しくなっている園もあり再配置の規模についても検討をしているところです。

保育所等の入所については今年度当初の待機児童は「ゼロ」となりましたが、 11月1日時点で3人の待機児童が発生しています。民間保育施設の誘致により、 令和4年と令和5年に新園が開設の予定で、保育の受皿拡充をすすめています。 現在、令和4年度の入所受付を行いつつ、新型コロナウイルスの影響による保育 ニーズの状況や年度末に向けての待機児童の状況を注視しているところです。

市立幼稚園の保護者からは、この間の新しい取り組みについて一定の評価をいただいているところですが、一方で、幼稚園選びを検討する保護者からは、園の 再配置について早く決めてほしいとのお声をいただいています。

この様な状況ではございますが、基本方針の策定につきましては、市立幼稚園・保育所の状況確認を行い、各事業の成果や課題整理について時間をかけて検討することに加え、市立幼稚園におきまして合同保育の検証を更に重ねた上で令和4年度中に素案をお示ししたいと考えております。

- 2. クレベリンとオゾン発生器
 - (2) オゾン発生器
 - (i)まず、本市教育委員会がオゾン発生器の寄贈を受けるに至った経緯を 教えてください。
 - (ii) 次に、BuzzFeed Japan Medical の記事に書かれた指摘に関し、本市 教育委員会の見解をお聞かせください。

(2) オゾン発生器の(i) から(ii) につきまして、順次お答えいたします。 まず、(i) についてでございますが、5月初旬に市長宛てに寄贈の希望が伝えられました。これを受け、5月中旬に教育委員会事務局のメンバーで、寄贈内容等に 関するお話を寄贈元企業よりお伺いいたしました。

その後、すでに同様の機器を導入している市町村や学校等へも導入理由や活用方 法等に関する聞き取りを行いましたが、この聞き取りでは、子どもたちに健康被害 が及んでいるような情報はございませんでした。

こうしたことから、学校現場からの意見もふまえて、5月中旬に教育委員会事務 局で寄贈を受諾する方針を決め、組織的に決済を行い決定いたしました。

次に、(ii) についてお答えいたします。

まず、ご指摘のいただきました「新型コロナウイルス対策として効果が証明されていない」という内容につきましては、現実に近い環境下での効果につきましては引き続き検証が必要なものの、実験環境下では一定の条件のもとで効果が示されているものと認識しております。

また、「空間噴霧」の指摘に関しましては、厚生労働省や文部科学省に問い合せを 行ったところ、本市に寄贈いただいた機器を利用することが「空間噴霧」に該当す るという明確な回答は得られませんでした。なお、厚生労働省のWebページや文部 科学省のマニュアルには「人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧 すること」と明記されておりますことから、現時点における本市の対応は当該記事 の指摘にあたらないものと考えております。

本市教育委員会といたしましては、子どもたちが安全安心に過ごせるよう、引き 続き、学校教育の充実に努めてまいります。

3. 地域猫活動について

【答弁】

3. 地域猫活動につきまして、お答えいたします。

不幸な猫をこれ以上増やさないための地域猫活動は、現在では全国的な広がり を見せております。

本市の子どもたちにとりましても、動物愛護に関わる人々の思いに触れることは、命や自然を大切にするといった道徳性を養う貴重な機会となると考えております。

現在、本市の小中学校では道徳科を中心に、善悪の判断をはじめ、親切・思いやり、公共の精神など様々な道徳的価値をバランスよく取り上げながら、子どもたちの道徳性を養っております。

道徳的価値の中には、生命尊重や自然愛護といった動物愛護に通じるものも含まれており、命の大切さについては、話し合いや対話の場面を効果的に設定しながら、課題解決型の道徳授業も実践しております。

本市教育委員会といたしましては、これらの実践を進めることが地域猫などの 課題を解決できる人を育てるものと考え、今後も道徳科を中心として学校教育全 体を通して子どもたちに豊かな道徳性を養えるよう、各学校を支援してまいりた いと考えております。

- 3. 本市におけるヤングケアラーの早期発見および支援等のための取組について (令和4年度からの、ヤングケアラーに関する社会的認知度の向上のための 集中取組期間の開始を受けて)
 - (1)児童・生徒・教職員等を対象とした「ヤングケアラー」についての周知・ 啓発について

(厚生労働省により令和4年1月に配布開始予定のリーフレットやポスターの活用等も含めて)

(また、埼玉県での取組も参考に)

- (2)本市におけるヤングケアラーに関する実態調査の実施について (埼玉県入間市での取組を参考に)
- (3) 本市内の幼稚園・保育所等においてヤングケアラーの早期発見を図ることについて

(園児の送迎を、親ではなく兄や姉が担っている場合等の対応について)

【答弁】

1. 本市におけるヤングケアラーの早期発見および支援等のための取組についての(1)(2)につきましては相関連いたしますので、一括してお答えいたします。

令和3年度に厚生労働省と文部科学省において実施されたヤングケアラーの実態に関する調査研究の結果によりますと、中高生のヤングケアラーに関する認知度は低く、「聞いたことはない。」と回答したのは、中学2年生で84.2%、全日制高校2年生で86.8%にのぼっております。このことからも、ヤングケアラーの周知・啓発は、当該の子どもたちへの相談支援の充実と合わせて重要なものであるとされており、本市教育委員会といたしましても、ヤングケアラーの周知・啓発及び相談支援の充実の必要性を強く認識しております。

本市の小中学校におきましては、これまで、教職員が学校内での子どもの様子

の変化からヤングケアラーの存在を把握することがございました。また、子どもたちが学校以外の場で困っていないかどうかを把握するため、生活アンケート等を実施してまいりました。しかしながら、実際の支援につなげるためには、子ども自身がヤングケアラーの当事者であることに気づいていないケースがあることも踏まえ、子どもたち自身はもとより、教職員を含めた周りの大人がヤングケアラーに対する意識をより一層高める必要がございます。

本市教育委員会といたしましては、ヤングケアラーの周知・啓発の充実を図るとともに、支援を必要とする子どもを見逃さず実際の支援につなげることが重要であると認識しておりますことから、今後、厚生労働省より配布される刊行物や議員お示しの啓発の意義を持つ実態調査も含め、周知・啓発のあり方について研究するとともに、子どもの相談支援体制の充実に取り組んでまいります。

次に、(3) についてお答えします。

本市内の幼稚園・保育所において、園児の送迎は保護者が行う場合がほとんどですが、体調不良等の都合により送迎できない際に、中高生が園児を送迎する場合もございます。なお、こうした状況での送迎が続く場合は、心配な家庭として、本市要保護児童対策地域協議会事務局のこども未来室に情報提供し、必要に応じて本人が登校している学校等の所属先を通じて生活実態の把握や養育環境に課題がある家庭なのかを見極め、関係機関と連携を図りながら、適切な支援につなげていくよう努めています。

本市といたしましては、ヤングケアラーの早期発見を図る重要性を認識しておりますことから、引き続き、こうした取組みを継続してまいります。